

一般社団法人兵庫県水質保全センター定款

制定 平成 23 年 10 月 3 日

沿革 平成 25 年 5 月 30 日一部改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人兵庫県水質保全センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(剰余金の分配)

第 3 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 この法人は、浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及促進並びに浄化槽に関する技術の向上、知識の普及を通じ浄化槽の製造、工事、保守点検及び清掃の適正化を図るための事業を行い、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全等に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽の製造、工事、保守点検及び清掃の適正化に関する事業
- (2) 浄化槽法第 7 条及び第 11 条に規定する浄化槽の検査に関する事業
- (3) 浄化槽に関する各種の講習会、研修会等の開催に関する事業
- (4) 浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及・啓発に関する事業
- (5) 浄化槽に関する図書、機関誌等の発行に関する事業
- (6) 浄化槽の保証制度に関する事業
- (7) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が行う浄化槽の機能保証制度に関する事業
- (8) 浄化槽及び環境等に関する調査研究並びにその受託に関する事業
- (9) 水質測定等計量証明の受託に関する事業
- (10) その他前各号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正会員 浄化槽法に規定する浄化槽製造業、浄化槽工事業、浄化槽保守点検業、浄化槽清掃業を行う事業者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 特別会員 第 5 条の事業に関係する行政機関の職員で、当該行政機関の長の推薦があった者又はこの法人に功労のあった者若しくは学識経験者で理事会において推薦された者

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第 7 条 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費等の負担)

第 8 条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会(第 12 条に規定する総会をいう。以下同じ。)において別に定める入会金、会費及び賦課金を納入する義務を負う。

(退会)

第9条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決に基づき、当該正会員を除名することが出来る。この場合、その正会員に対し、総会の一週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において採決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を毀損し、又は法令等に違反したとき。

(2) 賦課金を1年以上滞納したとき。

(3) その他除名をすべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その正会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、又は解散したとき。

(3) 会費を1年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 入会金、会費及び賦課金の金額

(2) 正会員の除名

(3) 理事及び監事の選任及び解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額

(5) 定款の変更

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後2箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、理事会において開催の議決がなされたとき、又は総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第15条 総会の招集は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の議決に基づき、会長(第22条において規定する会長をいう。以下同じ。)が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、総会員の議決権の過半数の議決権を有する会員の出席がなければ開催す

ることができない。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(議決)

第 19 条 総会の議決は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数を持って決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総会員の 3 分の 2 以上の同意をもって決する。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令に定める事項

(書面議決等)

第 20 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合において第 17 条及び第 19 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会長(会長が欠席したときは代行者)のほか総会において選任された正会員 2 名以上が署名押印するものとする。

第 5 章 役員

(役員を設置等)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 24 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、4 名以内を副会長とし、専務理事 1 名及び常務理事 1 名を置くことができる。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

(理事の職務権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

4 その他、監事に認められた法令上の権限を行使するものとする。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の後任者として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条第1項で定めた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事は、総会の議決によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会に付議すべき事項の決定

(2) 総会の議決した事項の執行の決定

(3) 規程等の制定、変更及び廃止

(4) 理事の職務執行の監督

(5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(6) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第34条 理事会の議決は、議決について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の省略要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印するものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、会長がこれを管理する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会の議決を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(会計原則)

第40条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 会計帳簿は、法令で定める書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第43条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類

- (4) 事業報告書及び計算書類
- (5) 監査報告書
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告の方法により行うものとする。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、兵庫県において発行する神戸新聞に掲載する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は谷口正、副会長は高山信光、田中勲、西村一彦及び稲葉卓司、常務理事は城戸正輝とする。